

違反屋外広告物除却協力員の手引き

市民参加による美しく住み良い
まちづくりを目指して！

茅ヶ崎市では、屋外広告物法及び神奈川県屋外広告物条例の規定に基づき、茅ヶ崎市違反屋外広告物除却協力員要綱（平成18年4月1日）を定め、法に違反するはり紙・はり札及び立看板の市民参加による除却制度を制定いたしました。

この手引き書は、その運用について協力員の理解を深め、本市における良好な都市景観の維持及び安全で快適な市民生活を確保することを目的として活用するものです。

茅ヶ崎市都市部景観みどり課

1. 除却協力員となる手続き

除却活動をしようとする場合は、市に申込みをして協力員登録を行ってください。
登録資格及び登録までの流れは次のとおりです。

(1) 登録資格

次の①②のいずれにも該当する方

- ① 18歳以上の方
- ② 市内在住、在勤又は在学の方
 - ※ 月1回程度の活動が可能な方
 - ※ 2人以上で活動できる方

協力員登録者が現場に2名以上いれば、他の方が補助員として参加することは可能です。

(2) 申込み手続き

- ① 申込書（1号様式）の記入
- ② 市役所3階景観みどり課の窓口（14番）へ提出
 - ※ 運転免許証・マイナンバーカード・保険証・学生証等、本人確認のできるものを持参してください。

除却活動は最低2人以上で行わなければなりません。
申込みは同一の区域で除却活動を行う2人以上の連名で行ってください。
申込書は、市ホームページの景観みどり課ページからもダウンロードできます。

(3) 講習会の受講

市役所窓口申し込み時に説明（人数が集中した場合は後日まとめて開催予定）

内容

- ① 関係法令の基礎知識
- ② 違反屋外広告物について
- ③ 活動の注意点について

(4) 協力員として、市に登録されます

活動に必要な用具を貸与します

- ① 協力員証
- ② 腕章
- ③ 軍手、スクレッパー、ニッパ

※ 任期は、登録の日から翌年度の3月31日までです。

※ 継続する場合は、市に要請して継続登録を受けます。

2. 除却対象について

(1) 協力員が除却できる広告物は、

容易に取り外せる状態で設置されているもの
(広告物に鍵が取り付けられているものを除く)

木枠に紙・布張り又はベニヤ板、プラスチック板等に紙を貼り、立てかけられているもの(自立看板を除く)

はり紙

はり札

立看板(ステ看)

で

道路(公道)上の

電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋、
植樹帯、街路樹、信号機、消火栓、郵便ポスト、
公衆電話所、送電塔、煙突、銅像 など

に設置された

※民地内にある電柱・街灯柱等は除きます

表示内容が

- ①金融、不動産、風俗営業等に係る営利目的であるもの
- ②催物講演会等に係るもので、開催日等が過ぎているもの
- ③明らかに長期間設置されていたとわかるもので、汚れ、又は朽ち果てたようになっているもの

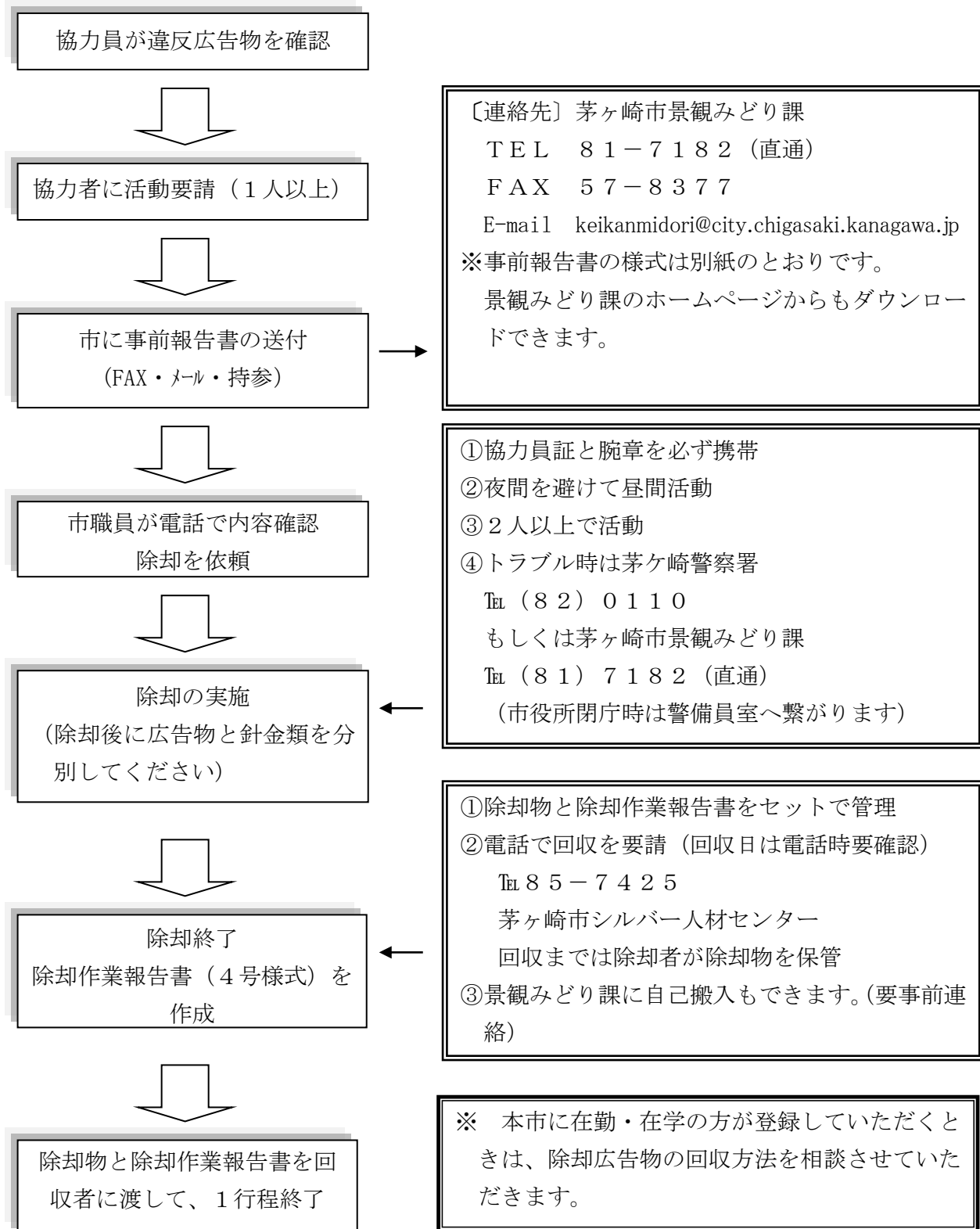
です。

(2) 除却できない広告物(例)

- ①国及び地方公共団体の広報資料等
- ②寺社、教会等の礼式、冠婚葬祭のためのもの
- ③地方の年中行事のためのもの
- ④選挙運動のためのはり札、ポスター等
- ⑤政治団体、労働組合等の営利を目的としないもの
- ⑥公共団体、公益法人等が表示し、公益上必要と認められるもの
- ⑦鉄、アルミ、ブリキ製のもの

判断に迷う場合は、
事前報告の際に景観みどり
課へお伝えください。

3. 除却活動の流れ



※ グループで日を決めて回る場合も事前報告を行ってください。

※ 除却活動は市民活動等災害補償制度（市民活動保険）の対象となります。

※ 通報などを受け、市より最寄りの協力員さんに除却の依頼を行うケースもあります。

回収日については、地域によって異なりますので、シルバー人材センターに回収依頼の連絡をした時に日程をご確認ください。

また、景観みどり課に直接搬入する場合は、事前に電話での連絡をお願いします。

回収担当者：茅ヶ崎市シルバー人材センター

〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-4-8

電話0467-85-7425

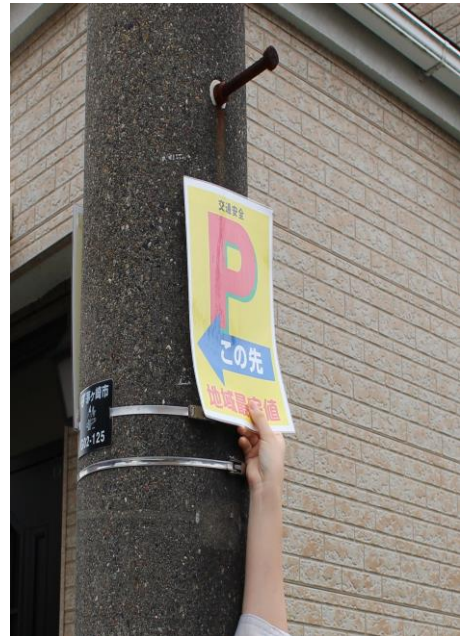
(AM8:30~PM5:00)(土日祝を除く)

FAX0467-58-6670

協力員が除却できる違反屋外広告物



電柱に不動産のはり札



電柱に駐車場案内のはり札



電柱に不動産のはり札



電柱に不動産のはり札

協力員が除却できない屋外広告物



行政の広報資料等



寺社、教会等の礼式
冠婚葬祭の為のもの



地方の年中行事のためのもの

協力員が除却できない屋外広告物



政治団体、労働組合等の非営利目的のもの



公益上必要と認められるもの



鉄、アルミ、ブリキ製のもの



民地内に掲出されているもの